

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
(目次) 第 1 章～第 12 章 (略) 第 13 章 その他のサービス 第 85 条～第 89 条 (略) 第 90 条 削 除 第 91 条～第 94 条 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 (略) 第 1 章～第 13 章 (略) 第 4 章 付加機能 (付加機能の提供) 第 24 条 当社は、5 G 契約者等から請求があったときは、別表 2 (付加機能) に 規定する付加機能を提供します。この場合に において、付加機能に係る料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 2 ～ 6 (略) (注 1) 本条第 2 項に規定する当社が別に定めるものは、5 G 契約及び 5 G home でんわ契約 (当社が別に定める基本使用 料の料金種別に関するものに限ります。) においては別表 2 (付加機能) に規定する迷惑電話おこわり機能及び位置情報 通知機能、5 G home でんわ契約 (当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。) においては別表 2 に規定する迷惑電話おこわり機能、通信中着信可能機能、着信転送機能、発信者番号表示機能、番号通知お願いサー ビス、迷惑電話ストップ機能及び位置情報通知機能とします。 (注 2) 本条第 4 項に規定する当社が別に定めるものは、別表 2 (付加機能) に規定する sp モード機能 (料金表通則に規 定するメールアドレス保管を行っている場合に限ります。) とします。 第 5 章～第 8 章 (略) 第 9 章 料金 第 1 節 料金及び工事費等 (料金及び工事費等) 第 45 条 当社が提供する 5 G 等の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、契約解除料、手続きに関する料金、ユニバ ーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。 2 ～ 3 (略) 4 情報提供サービス (附則に規定するものをいいます。以下同じとします。) の利用に係る料金は、情報料とし、料金表通則に 定めるところによります。 5 (略) 第 2 節 料金等の支払義務 (基本使用料等の支払義務) 第 46 条 5 G 契約者等は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前 日までの期間 (提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表通則に規定 する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供を開始し	(目次) 第 1 章～第 12 章 (略) 第 13 章 その他のサービス 第 85 条～第 89 条 (略) 第 90 条 情報提供サービス 第 91 条～第 94 条 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 (略) 第 1 章～第 3 章 (略) 第 4 章 付加機能 (付加機能の提供) 第 24 条 当社は、5 G 契約者等から請求があったときは、別表 2 (付加機能) に 規定する付加機能を提供します。この場合に において、付加機能に係る料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 2 ～ 6 (略) (注 1) 本条第 2 項に規定する当社が別に定めるものは、5 G 契約及び 5 G home でんわ契約 (当社が別に定める基本使用 料の料金種別に関するものに限ります。) においては別表 2 (付加機能等) に規定する迷惑電話おこわり機能及び位置情 報通知機能、5 G home でんわ契約 (当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。) においては別表 2 に規定する迷惑電話おこわり機能、通信中着信可能機能、着信転送機能、発信者番号表示機能、番号通知お願いサ ービス、迷惑電話ストップ機能及び位置情報通知機能とします。 (注 2) 本条第 4 項に規定する当社が別に定めるものは、別表 2 (付加機能等) に規定する sp モード機能 (料金表通則に 規定するメールアドレス保管を行っている場合に限ります。) とします 第 5 章～第 8 章 (略) 第 9 章 料金 第 1 節 料金及び工事費等 (料金及び工事費等) 第 45 条 当社が提供する 5 G 等の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、契約解除料、手続きに関する料金、ユニ バーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。 2 ～ 3 (略) 4 第 90 条 (情報提供サービス) に規定する情報提供サービスの利用に係る料金は、情報料とし、料金表通則に定めるところに よります。 5 (略) 第 2 節 料金等の支払義務 (基本使用料等の支払義務) 第 46 条 5 G 契約者等は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前 日までの期間 (提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表通則に規定 する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供を開始し

た日から起算してその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する付加機能使用料の又は情報料の支払いを要します。ただし、別表2（付加機能）又は当社が別に定める提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 2～3 （略） 第47条～第52条 （略） 第4節～第7節 （略） 第10章～第11章 （略） 第12章 雑則 第64条～第72条 （略） （国際アウトローミングの利用等） 第73条 5G契約者は、別表2（付加機能）に規定する国際ローミング機能（ドコモUIMカード等を装着した移動無線装置が、国際アウトローミングに係る営業区域に在圏していることを確認し、その5Gの契約者回線に着信（通話モード又はショートメッセージ通信モードによるものに限ります。）があった場合には、その通信をその国際アウトローミングに係る電気通信回線へ転送する機能をいいます。以下同じとします。）の提供を受けているときは、国際アウトローミング（当社が別に定める外国の電気通信事業者が、ドコモUIMカード等を装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。 2～5 （略） 第74条～第84条 （略） 第13章 その他のサービス 第85条～第87条 （略） （回収代行の承諾等） 第88条 5G契約者は、有料情報サービス（5Gサービスを利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用したときのその有料情報サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の5G契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。）について、その有料情報等を提供する者（以下「情報提供者」といいます。）が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得ているときは、当社がその情報提供者の代理人としてその料金を回収することを承諾していただきます。 2 前項の規定によるほか、別表2（付加機能）に規定するspモード機能又はahamoインターネット接続サービスの提供を受けている5G契約者は、当社が定める方法により有料情報サービスを利用したときのその有料情報サービスの料金について、当社がその5G契約者に代わってその料金を情報提供者に立替払いすることを承諾していただきます。 3～8 （略） （注）（略） 第89条 （略） 第90条 <u>削 除</u>	た日から起算してその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する付加機能使用料又は情報料の支払いを要します。ただし、別表2（付加機能等）又は当社が別に定める提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 2～3 （略） 第47条～第52条 （略） 第4節～第7節 （略） 第10章～第11章 （略） 第12章 雑則 第64条～第72条 （略） （国際アウトローミングの利用等） 第73条 5G契約者は、別表2（付加機能等）に規定する国際ローミング機能（ドコモUIMカード等を装着した移動無線装置が、国際アウトローミングに係る営業区域に在圏していることを確認し、その5Gの契約者回線に着信（通話モード又はショートメッセージ通信モードによるものに限ります。）があった場合には、その通信をその国際アウトローミングに係る電気通信回線へ転送する機能をいいます。以下同じとします。）の提供を受けているときは、国際アウトローミング（当社が別に定める外国の電気通信事業者が、ドコモUIMカード等を装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。 2～5 （略） 第74条～第84条 （略） 第13章 その他のサービス 第85条～第87条 （略） （回収代行の承諾等） 第88条 5G契約者は、有料情報サービス（5Gサービスを利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用したときのその有料情報サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の5G契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。）について、その有料情報等を提供する者（以下「情報提供者」といいます。）が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得ているときは、当社がその情報提供者の代理人としてその料金を回収することを承諾していただきます。 2 前項の規定によるほか、別表2（付加機能等）に規定するspモード機能又はahamoインターネット接続サービスの提供を受けている5G契約者は、当社が定める方法により有料情報サービスを利用したときのその有料情報サービスの料金について、当社がその5G契約者に代わってその料金を情報提供者に立替払いすることを承諾していただきます。 3～8 （略） （注）（略） 第89条 （略） <u>（情報提供サービス）</u> 第90条 （略）
--	--

第 91 条～第 94 条 （略）

料金表

通則

1 ～11（略）

12 当社は、1 の 5 G サービスにおいて、5 G（一般契約に係る区分のうち、コース A に係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。）又は 5 G home でんわ若しくは別表 2（付加機能）に規定する moperaU 機能若しくは sp モード機能の提供を受けていること並びに料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき（当社が定めるときを除きます。）は、当社がそのことを確認した日において、その 5 G サービスについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

(1)～(4) （略）

13～50 （略）

(注) （略）

別記 （略）

別表 1 （略）

別表 2 付加機能

1 2 及び 3 以外のもの

表 （略）

2 ～ 3（略）

（注）付加機能の料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

別表 3 ～別表 7 （略）

附 則（令和 7 年 9 月 24 日経企 000600001917-01 号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和 7 年 10 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった 5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（情報提供サービスに関する経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている情報提供サービス（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の提供条件は、次のとおりとします

(1) 情報提供サービスには以下の種類があります

第 91 条～第 94 条 （略）

料金表

通則

1 ～11（略）

12 当社は、1 の 5 G サービスにおいて、5 G（一般契約に係る区分のうち、コース A に係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。）又は 5 G home でんわ若しくは別表 2（付加機能等）に規定する moperaU 機能若しくは sp モード機能の提供を受けていること並びに料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき（当社が定めるときを除きます。）は、当社がそのことを確認した日において、その 5 G サービスについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

(1)～(4) （略）

13～50 （略）

(注) （略）

別記 （略）

別表 1 （略）

別表 2 付加機能等

1 付加機能

(1) (2) 及び (3) 以外のもの

表 （略）

(2)～(3) （略）

2 情報提供サービス

種	類
i チャネル	

（注）付加機能及び情報提供サービスの料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

別表 3 ～別表 7 （略）

種 類	
i チャネル	
(2) 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、情報提供サービスの一部を変更又は情報提供サービスの一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を 5 G 契約者へ周知します。 (3) 当社は、前号の規定により、情報提供サービスの一部を変更又は情報提供サービスの一部若しくは全部を廃止したことにより 5 G 契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません (4) 情報提供サービスの料金その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。	

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第8章（略）

料金表

通則（略）
（注1）～（注2）（略）

第1表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第1 通話料
1 適用

通 話 料 の 適 用	
(1)～(6)（略）	（略）
(7) 削 除	

[現 行]

第1章～第8章（略）

料金表

通則（略）
（注1）～（注2）（略）

第1表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第1 通話料
1 適用

通 話 料 の 適 用					
(1)～(6)（略）	（略）				
(7) 回線群を単位とする通話料の月極割引（WORLD CALL いくつか割引）の適用	ア 回線群を単位とする通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求（その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。）に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。）している一括請求グループ（2以上のFOMA（当該契約款に規定するものであって、基本使用料の料金種別が当社が別に定めるものであるものに限ります。）をいいます。）に係る契約者回線からの国際電話サービスに関する通話（国際ローミング機能に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）の料金（通話の 料金に合算して請求するものを含み、(6)に規定する定期包括割引の適用を受けている通話に関する料金を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 一括請求グループごとに <table><tr><th>定額料（月額）</th><th>割 引 額</th></tr><tr><td>1,000 円</td><td>1 の一括請求グループを構成する各々のFOMAサービスの契約者回線からの国際電話サービスに関する通話の料金の月間ル経学に0.35 を乗じて得た額の合計額</td></tr></table> イ 本割引を選択する契約者は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに一括請求グループを構成する申出であるときは、申出のあったその契約者に係るX i 等のうち、一括請求グループに係る料金その他の債務の一括請求先となる1 の5 Gサービス、FOMAサービス又はX i サービス	定額料（月額）	割 引 額	1,000 円	1 の一括請求グループを構成する各々のFOMAサービスの契約者回線からの国際電話サービスに関する通話の料金の月間ル経学に0.35 を乗じて得た額の合計額
定額料（月額）	割 引 額				
1,000 円	1 の一括請求グループを構成する各々のFOMAサービスの契約者回線からの国際電話サービスに関する通話の料金の月間ル経学に0.35 を乗じて得た額の合計額				

			ス（以下この欄において「一括代表回線」といいます。）を指定していただきます。 ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 （ア）その契約者が、一括請求グループに係る料金その他の債務について、一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。 （イ）一括代表回線となる F O M A の基本使用料の料金種別が、F O M A サービス契約約款に規定するタイプシンプルであるとき。 （ウ）契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 （エ）当該契約約款に定めるところによりオフィス割引の適用を受けているとき。 （オ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 エ 本割引の適用を受けている F O M A については、(8)に規定する 2 年定期契約に係る通信料月極割引は適用しません。 オ 本割引は、その F O M A が 2 年定期契約（オフィス割 M A X 50 に係るものに限ります。）に係るものである場合は、適用しません。 カ 本割引の計算は、料金月単位で行います。 キ 本割引の適用の開始は、イに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ク 当社は、本割引を選択している契約者からその割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、本割引の適用を受けている X i 等が次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。この場合において、その廃止のあった X i 等が一括代表回線であるときは、新たに一括代表回線を指定していただきます。 （ア）契約の解除があったとき。 （イ）ウの(イ)の規定に該当することが判明したとき。 （ウ）その他ウに規定する条件を満たさなくなったとき。 ケ 契約者からの申出により本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、割引適用の対象とします。 コ 当社は、アに規定する定額料を一括代表回線に係る通話料に合わせて請求します。 サ 一括代表回線に係る契約者は、その割引が適用される料金月について、第 21 条（X i 等が利用できない場合の取扱い）の規定その他の理由により国際電話サービスを利用することができなかった期間があった場合でも、アに規定する定額料の支払いを要します。ただし、その一括請求グループを構成する全ての X i 等について、契約者の責めにやらない理由により、1 料金月の全ての日にわたって、国際電話サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。	
--	--	--	---	--

		シ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 ス 当社は、次に該当する場合は、一括請求グループを構成する全てのX i 等について本割引の適用を廃止することがあります (ア) 一括代表回線に係る契約者が、一括請求グループに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (イ) 一括請求グループを構成するX i 等がウの(イ)の規定に該当することが判明したとき又は該当することとなったとき。 (ウ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 セ 定額料については、日割は行いません。 (注) アに規定する当社が別に定めるものは、F O M A サービス契約約款に規定するタイプS S 等（タイプリミットを除きます。）、ファミリーワイド及びF O M Aプラン 39 等（リミットプランを除きます。）とします。					
(8) (略)		(略)					
2 (略)		2 (略)					
第2表 (略)		第2表 (略)					
別表 (略)		別表 (略)					
附 則（令和7年9月24日経企 000600001917-01 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和7年10月1日から実施します。 （料金等の支払いに関する経過措置） 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった国際電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （回線群を単位とする通話料の月極割引に関する経過措置） 3 この改正規定実施の際に、改正前の規定により適用を受けている回線群を単位とする通話料の月極割引（改正前の規定により割引の選択の申出に係る承諾を受けているものを含みます。）の適用は、次のとおりとします。 (1) 回線群を単位とする通話料の月極割引（以下この項において「本割引」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求（その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。）に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。）している一括請求グループ（2以上のF O M A（当該契約約款に規定するものであって、基本使用料の料金種別が当社が別に定めるものであるものに限ります。）をいいます。）に係る契約者回線からの国際電話サービスに関する通話（国際ローミング機能に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）の料金（通話の料金に合算して請求するものを含み、料金表第1表第1（通話料）の1（適用）に規定する定期包括割引の適用を受けている通話に関する料金を除きます。以下この項において同じとします。）の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 一括請求グループごとに <table><tr><th>定額料（月額）</th><th>割 引 額</th></tr><tr><td>1,000 円</td><td>1 の一括請求グループを構成する各々のF O M Aサービスの契約者回線からの国際電話サービスに関する通話の料金の月間ル経学に 0.35 を乗じて得た額の</td></tr></table>				定額料（月額）	割 引 額	1,000 円	1 の一括請求グループを構成する各々のF O M Aサービスの契約者回線からの国際電話サービスに関する通話の料金の月間ル経学に 0.35 を乗じて得た額の
定額料（月額）	割 引 額						
1,000 円	1 の一括請求グループを構成する各々のF O M Aサービスの契約者回線からの国際電話サービスに関する通話の料金の月間ル経学に 0.35 を乗じて得た額の						

	合計額
(2) 本割引を選択する契約者は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに一括請求グループを構成する申出であるときは、申出のあったその契約者に係るX i等のうち、一括請求グループに係る料金その他の債務の一括請求先となる1の5 Gサービス、F O M Aサービス又はX iサービス（以下この項において「一括代表回線」といいます。）を指定していただきます。 (3) 当社は、(2)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 ア その契約者が、一括請求グループに係る料金その他の債務について、一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。 イ 一括代表回線となるF O M Aの基本使用料の料金種別が、F O M Aサービス契約約款に規定するタイプシンプルであるとき。 ウ 契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 エ 当該契約約款に定めるところによりオフィス割引の適用を受けているとき。 オ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 (4) 本割引の適用を受けているF O M Aについては、料金表第1表第1（通話料）の1（適用）に規定する2年定期契約に係る通信料月極割引は適用しません。 (5) 本割引は、そのF O M Aが2年定期契約（オフィス割M A X 50に係るものに限ります。）に係るものである場合は、適用しません。 (6) 本割引の計算は、料金月単位で行います。 (7) 本割引の適用の開始は、(2)に規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 (8) 当社は、本割引を選択している契約者からその割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、本割引の適用を受けているX i等が次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。この場合において、その廃止のあったX i等が一括代表回線であるときは、新たに一括代表回線を指定していただきます。 ア 契約の解除があったとき。 イ (3)のイの規定に該当することが判明したとき。 ウ その他(3)に規定する条件を満たさなくなったとき。 (9) 契約者からの申出により本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、割引適用の対象とします。 (10) 当社は、(1)に規定する定額料を一括代表回線に係る通話料に合わせて請求します。 (11) 一括代表回線に係る契約者は、その割引が適用される料金月について、第21条（X i等が利用できない場合の取扱い）の規定その他の理由により国際電話サービスを利用することができなかった期間があった場合でも、(1)に規定する定額料の支払いを要します。ただし、その一括請求グループを構成する全てのX i等について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、国際電話サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。 (12) 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 (13) 当社は、次に該当する場合は、一括請求グループを構成する全てのX i等について本割引の適用を廃止することがあります。 ア 一括代表回線に係る契約者が、一括請求グループに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 イ 一括請求グループを構成するX i等が(3)のイの規定に該当することが判明したとき又は該当することとなったとき。 ウ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 (14) 定額料については、日割は行いません。 (注) (1)に規定する当社が別に定めるものは、F O M Aサービス契約約款に規定するタイプS S等（タイプリミットを除きます。）、ファミリーワイド及びF O M Aプラン39等（リミットプラスを除きます。）とします。	